

河長監第57-2号  
令和5年3月28日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員  
村治 規行  
浦山 宣之  
(公印省略)

### 監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

#### 記

第1 監査対象団体

財政援助団体等：公益財団法人河内長野市文化振興財団

第2 監査対象期間

原則として令和3年度、必要に応じて令和4年度

第3 監査実施期間

令和4年11月24日（木）から令和5年3月28日（火）まで

第4 監査対象団体所管部局

生涯学習部文化・スポーツ振興課

第5 監査項目及び手続き

監査対象団体の出納その他の事務について、定款及び経理規程等の諸規程が整備されているか、関係帳票の整備及び記帳は適切か、決算諸表等が法令等に準拠して作成されているか、会計経理及び財産管理は適切か等に留意し、提出された資料及び監査対象団体内で関係諸帳簿等を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、

「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

また、指定管理者として選定された監査対象団体が、公の施設の管理を適切かつ公平、公正に行っているか、事業報告書等が基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているか、指定管理者制度の目的を達成しているか等に留意し、提出された資料及び監査対象団体内で関係諸帳簿等を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

なお、事前調査の一部は、公友監査法人大阪事務所に委託し、実施しました。

## 第6 監査結果

監査対象団体の出納、出納に関連する事務等については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり、検討又は改善を要するものが見受けられました。

### 指摘事項

#### 1. 指定管理業務について

##### (1) 事業計画書及び事業報告書における指定管理業務に係る収支報告の必要性

令和3年度における河内長野市立文化会館及び河内長野市立市民交流センターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）では、第9条において会計年度開始前の事業計画書の提出について、第10条において会計年度開始後の事業報告書の提出について、それぞれ規定していました。

そして、収入及び支出の記載内容については、それぞれ、下表のとおり規定していました。

(表) 事業計画書及び事業報告書における収支の記載内容

事業計画書 (基本協定書第9条第2項)	事業報告書 (基本協定書第10条第2項)
<u>本業務に係る収入の予算</u>	<u>本業務に係る収入の実績</u>
<u>本業務に係る経費等の支出の 予算</u>	<u>本業務に係る支出の実績</u>

一方、令和3年度の事業計画書及び事業報告書において文化・スポーツ振興課に提出されていた収支を確認したところ、法人全体の

収支を記載しており、指定管理業務に係る収支に限定したものとなっていないませんでした。

この点について、文化振興財団及び文化・スポーツ振興課によると、文化振興財団の業務の大部分が指定管理業務に係るものであることから、従前からそのような取扱いとしているとのことでした。しかし、令和4年度から令和8年度までの指定管理期間から公募による募集となり、文化振興財団以外の事業者の参入の可能性もあり、公募時の提出書類である収支計画書（様式5-1）においても収支を指定管理業務に係るものと自主事業に係るものに区分する様式としていることを鑑みると、毎年度の事業計画書及び事業報告書においても、指定管理業務に係る収支を区分する様式とすべきです。

## (2) 第三者委託の承認を要する業務の範囲、委託金額の確認等の取扱いの明確化

令和3年度指定管理施設の管理運営に係る第三者への業務委託について、文化・スポーツ振興課は、令和3年3月31日付けで文化振興財団から申請された内容のとおり、令和3年4月1日付けで承認していました。

この点について、申請の内容と事業報告書に添付された「委託料内訳表」に記載された業務の範囲が異なっていました。具体的には、「委託料内訳表」には、施設の管理運営には直接関係しないと思われる契約も含まれていましたが、「委託料内訳表」の契約のうち、大小ホール座席抗菌コーティングといった施設の管理運営に関係すると思われる契約について、承認申請に含まれていないものもありました。よって、承認を要する第三者委託の内容を明確化する必要があります。

また、文化振興財団からの申請は業務名の記載のみとなっており、委託予定金額が記載されていませんでした。事前に第三者委託の承認を求める趣旨は、総合的企画、業務遂行管理など、業務の性質上、主たる部分が第三者委託されていないことに加え、第三者委託の金額的な重要性についての確認を行うこともあったと考えられ、委託予定金額を記載することとすべきです。

さらに、文化・スポーツ振興課は承認にあたって、「本市が指名停止している業者及び河内長野市暴力団排除条例の趣旨目的により、暴力団と関係を有する業者との契約は避けるなど、可能な限り本市

の契約事務に準じた取り扱いをすること」という条件を付していました。そして、市の契約事務においては、河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱第11条に基づき、第三者委託を含め、500万円以上の契約を行う場合には、暴力団員等でないことを表明した誓約書を徴収することとしていました。

よって、文化振興財団が第三者委託するに当たっても、原則として、500万円以上となる場合には、誓約書を徴収すべきですが、文化振興財団においては、宣誓書の徴収を行っていませんでした。

文化・スポーツ振興課は、「可能な限り」という曖昧な文言を用いるのではなく、文化振興財団に対して必要な手続を明示し、文化振興財団はその内容に基づく手続を行う必要があります。

### (3) 指定管理料の精算対象となる人件費の範囲の明確化

令和3年度河内長野市立文化会館及び河内長野市立市民交流センターの管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）第4条第2項において、指定管理料のうち人件費に係るものについては実際に要した額を確定し、精算を行うこととされていました。

しかし、年度協定書別表（第4条関係）において、人件費は125,232,000円とされていましたが、その対象となる人員や費目の範囲が明確となっておらず、事業計画書においても、別紙3として人員配置図が提出されているのみでした。

そのため、実際に要した額の算出過程を確認したところ、アルバイトの一部について集計の対象に含めない、退職給付引当特定資産への積立では集計に含めるなどといった取扱いが行われていたものの、それが年度協定書別表と集計の範囲が同一か否か確認することができませんでした。

よって、人件費の精算を行うのであれば、あらかじめ対象とする人員や費目の範囲を明確化しておく必要があります。

## 2. 契約事務について

### (1) 契約事務における相見積の徴取の必要性

文化振興財団においては、多くの契約において、「長年にわたる実績がある」などといった理由により随意契約を締結しており、相見積の徴取も行っていない様子でした。

この点について、財務会計規程第37条第1項第1号では、「契約の性質又は目的が競争入札による方法に適しない契約にするとき」

は随意契約によることができるとされてきました。また、財務会計規程第37条第1項第7号では「予定価額が少額であるとき」は随意契約によることができるとされており、財務会計規程の施行に関する要綱第2条においてその金額を200万円以下としていましたが、30万円以上の場合には、財務会計規程第37条第2項の規定に基づき、原則として相見積が必要でした。

財務会計規程第37条第1項第1号の規定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号と同様の規定ですが、地方公共団体において同号に基づく随意契約を行う場合には、受託者の唯一性が強く求められることとなります。そして、文化振興財団は、市の出資団体であり、市からの指定管理料を財源として委託料等を支出していることを鑑みると、文化振興財団においても、受託者に唯一性がない限り、原則として、契約金額が200万円超の場合、入札を行う必要があり、30万円以上200万円未満の場合、相見積を徴取する必要がありました。

長年にわたり、同一の受託者との契約を締結することにより、価格の妥当性が確認されない状況が継続することとなるため、少なくとも、相見積を徴取し、価格の妥当性の確認を行う必要があります。

### 3. 経理事務について

#### (1) 固定資産計上基準及び減価償却に係る規定と実態の乖離

文化振興財団の財務会計規程では、第29条第3号イにおいて固定資産の計上基準について、「耐用年数1年以上かつ取得価格20万円以上」としており、第32条において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数により」減価償却を行うものとしていました。

一方、文化振興財団における実際の固定資産の計上及び減価償却の取扱いについて確認したところ、租税特別措置法第67条の5に基づく中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例を適用していました。

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例とは、取得価額が30万円未満である減価償却資産で一定のものについて、事業の用に供した年度において取得価額に相当する金額について損金算入を認めるものであるため、財務会計規程の規定とは異なった取扱いが行われていることとなります。

このように、財務会計規程の規定と実態が乖離している状況にあるため、いずれかに合わせる必要がありますが、文化振興財団は税法上の収益事業を行っており、法人税の申告を行っていることから、財務会計規程の規定を税務上の取扱いに合わせる事が現実的であると考えられます。

#### (2) 法人税申告書における別表14(2)の添付漏れ

公益法人においては、認定法の規定に基づき収益事業等の利益の50%は公益目的事業に繰り入れる必要がありますが、50%を超えて法人が任意に公益目的事業への繰り入れを行う場合には、法人税法施行令第73条の2第1項の規定により「公益目的事業実施必要額」と「収益事業から公益目的事業へ支出した金額」のいずれか少ない額について損金算入が認められています(これを「みなし寄附金」という)。そして、同項の規定は、同条第2項の規定により、確定申告書に別表14(2)を添付した場合に限り適用されます。

この点、文化振興財団では、令和3年度において、収益事業の利益の50%を超える2,385,445円をみなし寄附金として、公益目的事業に繰り入れており、法人税の申告上、同額を損金算入する取扱いとしていますが、令和3年度の法人税申告書には、別表14(2)が添付されていませんでした。

については、所轄税務署に確認のうえ、対応する必要があります。

### 4. 備品管理について

#### (1) 備品の現物管理の適正化

基本協定書第22条及び第23条において、市が所有権を有し、文化振興財団に貸与する備品等(I種)と文化振興財団が所有権を有する備品等(II種)が規定されていました。

このうち、備品等(I種)については、基本協定書第22条第7項で文化振興財団が備品一覧表を適正に備えて管理すべきものとされていましたが、ホールの座席について1席ずつカウントしているなどしていることから、備品一覧表の件数は5,302件にも上っており、現物確認が極めて困難な状況となっていることが確認されました。

また、備品等(I種)の中には、長年にわたり不稼働となっているビデオプロジェクター等も含まれていたとのことでした。

市と文化振興財団は、協力しながら、備品の現物確認を実行するため、早急に備品整理や不要備品の廃棄の方針を策定する必要があります。